

論文審査結果の要旨

本論文について、2026年2月16日午前10時から12時にわたり、京都府立大学文学部会議室において公開審査会を実施した。最初に本人より提出論文の概要について発表があり、その後、審査委員による質疑応答がおこなわれた。質疑の主な内容は、以下の通りである。

【各章】

- ①教皇の代牧任命時に付された「日本渡航については、開国の兆しや適切な機会が見られた場合にはこれを認める」という条件について、禁教下の日本に対し、教皇庁はいかなる対応や戦略を構想していたと考えるのか。
- ②オランダ東インド会社（VOC）がカルヴァン主義を背景に宣教師をアジアへ派遣し、カトリック諸国との宗教的競合をグローバルに展開したとする見解について、VOCの派遣は現地人布教ではなく社員向けであるため、表現を改めた方がよいのではないのか。
- ③サン・フェリペ号事件が日本布教の状況を決定的に悪化させたとしているが、近年この理解を疑問視する研究も出されており、再確認が必要ではないのか。
- ④ヨーロッパにおける VOC 以外の情報伝達経路として、帝国郵便制度がケルンからローマまで通じていたが、教皇庁の意思決定に及ぼした影響などを検討する必要がある。
- ⑤「知の空間」をめぐる議論は、歴史地理学において研究が進展しており、言語以外の場や空間の視点を取り込む必要があるのではないのか。オランダ人や新井白石など各人物が所持していた地図について検討したか。
- ⑥マニラにおける諸活動（病院の修復、布教基金の設立）について、これらはシドティ個人の裁量による活動なのか、それともローマ教皇庁の指示に基づくものと考えべきか。
- ⑦シドティの日本語能力に加え、語学以外の日本に関する知識の習得状況や、その前提となる学習環境をどのように評価しているか。
- ⑧イエズス会における「リッテラエ・インディペタエ」について、極東派遣を志願した神学生・若手司祭の請願書が約50年間に579通存在することが確認されているが、この事例をどのように評価するか。
- ⑨チベットや中国の事例は布教聖省の理想主義を示すものであり、シドティの事例とは次元が異なり例外的事例として捉えた方がよいのではないのか。

【全体】

- ⑩終章の内容が第1編に比重が置かれ、第2編で扱った宣教師の日本語学習や個人史の位置づけが相対的に弱い。ザビエル以降、1630年代の日本派遣代牧任命から約70年間の空白を踏まえ、個人史をどのように位置づけるのか整理が必要ではないのか。
- ⑪序論と結論とのあいだにずれが見られる。シドティが最初に学んだイエズス会教育の意義を検討し、布教モデルをイエズス会に求める視点を改めて検討すべきではないのか。

以上の質疑に対して、①禁教下日本における宣教師の処刑から 50 年以上たち、教皇庁は布教の期待があったと考えられる。⑤研究成果については、今後検討したい。新井白石が使ったブラウの地図など閲覧可能なものは確認している。⑥マニラにおける活動はシドティ個人の活動であり教皇庁の指示ではなく自由に活動していたと考えられる。⑦ローマ、パレルモ時代いずれも学ぶ環境は存在した。⑧パレルモのイエズス会学校の生徒数は最大であり、日本関係の宣教師も輩出している。⑩シドティは、日本行きのためにローマでは教皇庁の指示に従っており、個人史と教皇庁の関係は今後検討していきたい。②③④⑨⑪については、指摘の通りであり、今後の研究で再考し補完していきたい、との回答があった。以上の質疑応答のほかにも、個別的な内容の確認などについて質疑をおこなった。

以上の質疑応答から明らかなように、今後さらに検討を要する課題も残されている。しかしながら、本論文は、従来日本史上の「最後の宣教師」として理解されてきたシドティを、教皇庁主導型の布教政策の実践者として位置づけ、18 世紀初頭における布教聖省の制度理念とその限界を実証的に解明した点において大きな意義がある。日本再布教は、理念的には中央集権的な布教体制の象徴であったが、実際には情報断絶と制度的齟齬のなかで破綻したことを、本論文は具体的事例を通じて説得的に示している。また、日本史研究とグローバル・ヒストリー研究を接続し、宗教史・教会史・宣教史・情報史を横断する分析枠組みを提示した点は、関連諸分野に重要な示唆を与え、学界に対する寄与も大きい。以上の理由から、本委員会は、本論文が学位授与の評価基準を満たしていると判断し、博士（歴史学）の学位論文として価値あるものと認める。